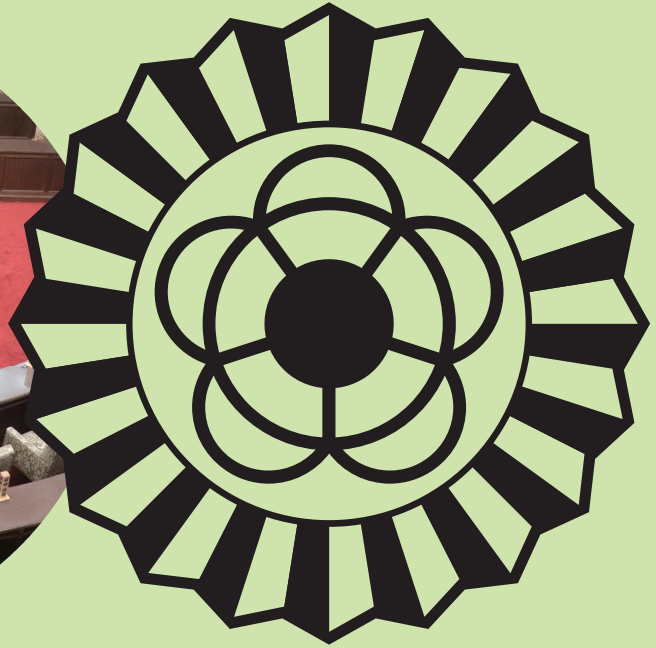


# OSAKA

## 大阪府議会のしおり



OSAKA PREFECTURAL ASSEMBLY

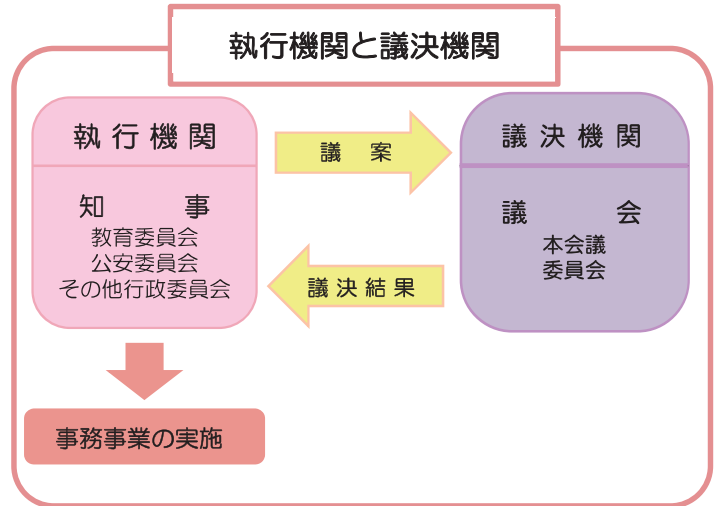
# 府議会の役割

## 府議会の活動

議会の議員と知事とともに住民が直接選挙で選ぶ制度を「二元代表制」といいます。

「二元代表制」のもと、「議決機関」である府議会は、府民の意思を府政に反映させるよう、議案などの審議を通して府政の基本的な方針の決定を行います。この決定に従って、知事をはじめとする「執行機関」が仕事を進めています。

また、府議会は、府政について知事等に質問して説明を求めることにより、「執行機関」の行った仕事が府民にとって有益であったかどうかをチェックする重要な役割も担っています。

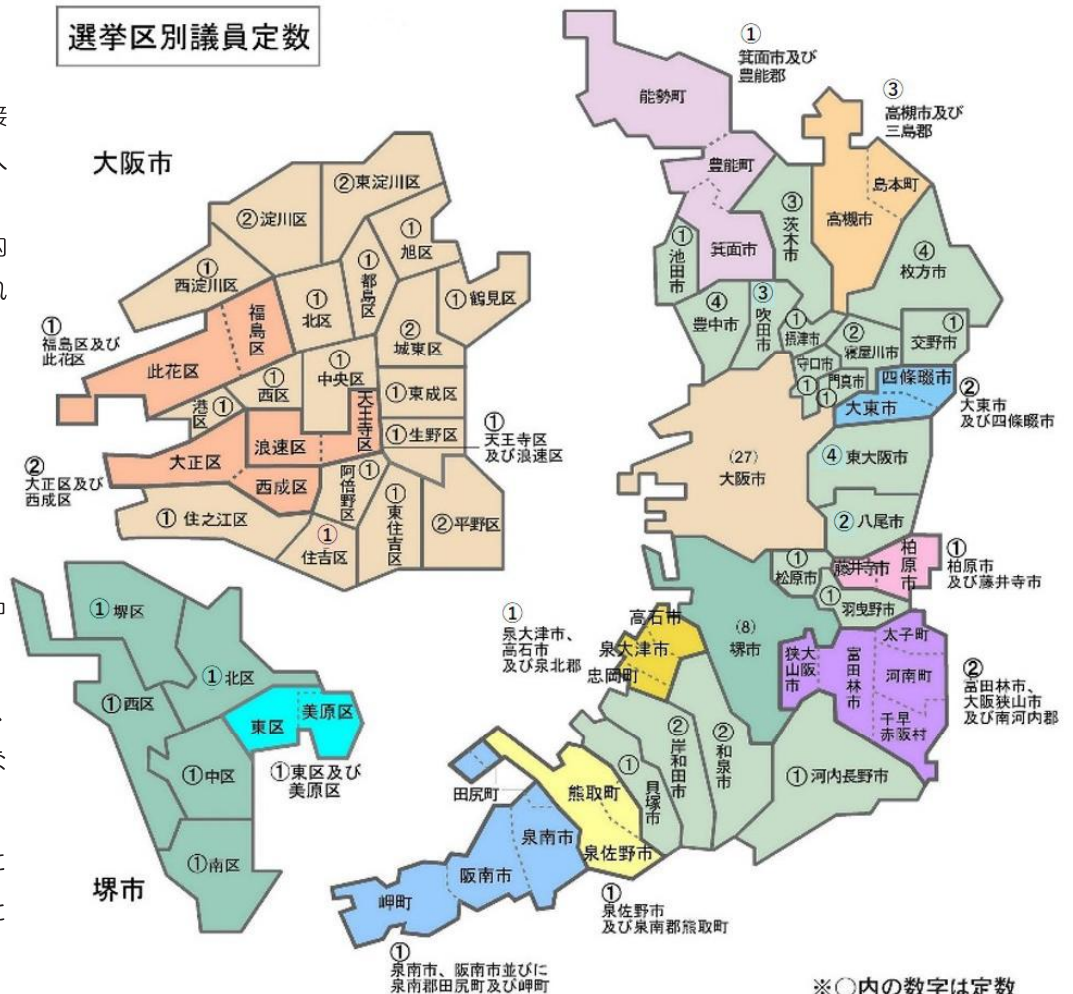


## 議員の選挙

府議会は、府民から直接選挙により選ばれた79人の議員で構成されています。

議員の任期は4年で、府内の53の選挙区から選ばれています。

選挙区別議員定数



※○内の数字は定数

## 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、府議会を代表し、議事進行や議場の秩序保持などを行います。

副議長は、議長が不在のときなどに議長の代わりをつとめます。

# 府議会のしくみ

## 定例会と臨時会

府議会には、年4回定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。通常、開会の7日前までに知事が招集します。会期※<sub>1</sub>は開会日に議会の議決※<sub>2</sub>で決められます。

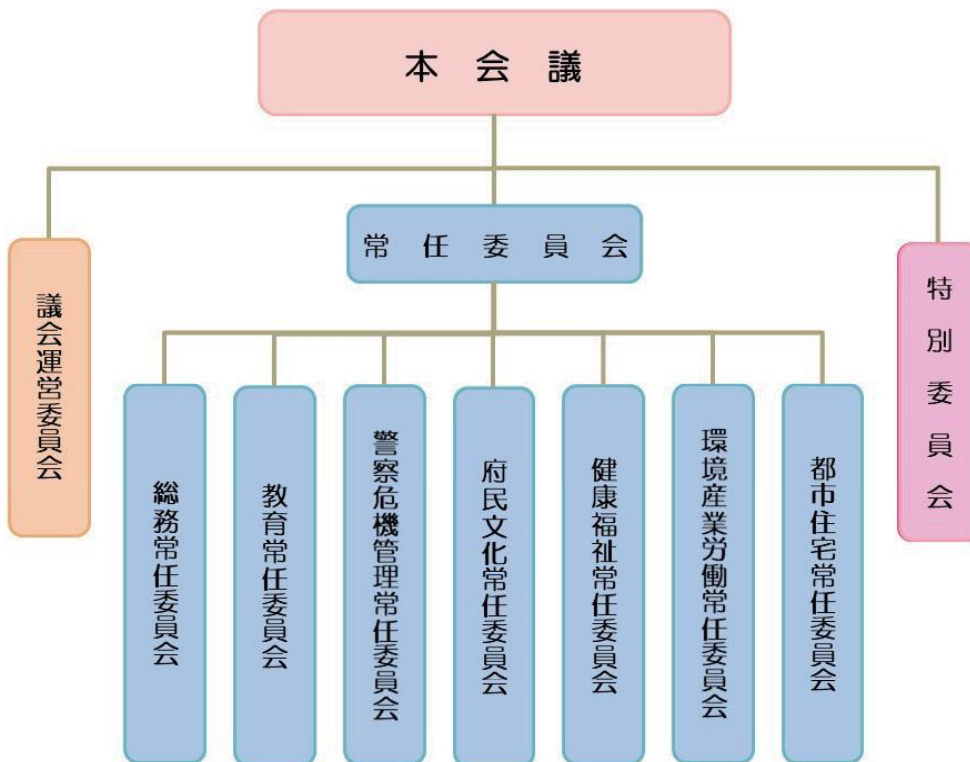
## 本会議

議員全員が議場に集まって開かれる会議を「本会議」といいます。「本会議」では、議案に対する質疑や府政に関する質問を通して議案の表決※<sub>3</sub>を行うなど、府議会の最終的な意思決定を行います。



## 委員会

府議会で審議される案件は多岐の分野に渡っています。これらを効率的・専門的に審査するために、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を設けています。



### 常任委員会

教育、健康福祉、環境産業労働などの分野を計7委員会に分けて、本会議から付託※<sub>4</sub>された議案・請願等の審査をします。議員はいずれか1つの常任委員会の委員になります。

### 特別委員会

必要があるときに議会の議決により設けられ、特定の事案を調べたり、検討したりします。

### 議会運営委員会

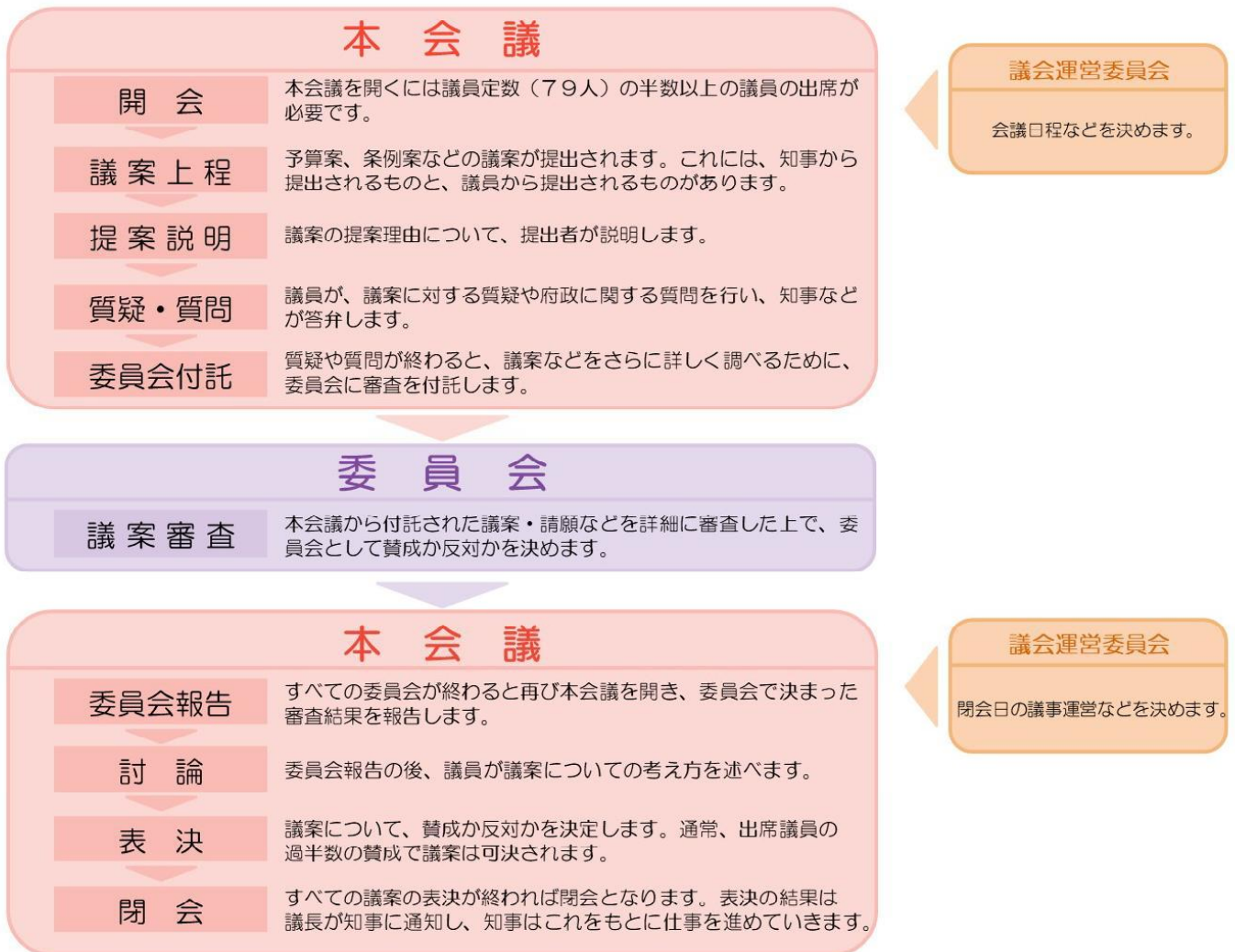
主に、会期や質疑方法など議会の運営に関する事項を協議します。

※<sub>1</sub> 会期…開会日から閉会日までの期間。 ※<sub>2</sub> 議決…表決の結果得られた議会の意思決定のこと。

※<sub>3</sub> 表決…議員が議案などに対して賛否の意思を示すこと。 ※<sub>4</sub> 付託…議案などを詳しく調べるため委員会へ審査を委託すること。

# 府議会のすすめ方

## 会議の流れ



## 府議会で審議される議案

府議会で審議の対象となる事案は「議案」として取り扱われます。「議案」には、知事から提出されるものと、議員から提出されるものがあります。主なものは次のとおりです。

予 算 案	大阪府の一年度（4月1日～翌年3月31日までの一年間）の収入と支出についての案です。税金などの収入と、府の仕事を行うために必要な経費を明らかにしたものです。
条 例 案	大阪府が制定する法規についての案です。府民の権利について定めたものや、府の仕事の基本方針に関するものなどがあります。
事 件 議 決 案	大阪府が一定規模の契約締結や府が所有する土地・株式などの財産の処分等を行おうとする場合に提出する案です。
人 事 案 件	副知事や教育長など、大阪府の重要な役職者の任命に関する案件です。
決 算 報 告	大阪府の前年度の収入と支出の報告です。税金などの収入実績と、府の仕事を行うために執行した経費を明らかにしたものです。
意 見 書 案	国会や関係行政庁に提出するため、大阪府の公益に関する事柄についての要望などを意見書としてとりまとめた案です。

# 府議会の傍聴・請願・陳情

## 府議会の傍聴

府議会では、本会議や委員会（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会）における会議の様子を直接見たり聞いたりできるように、本会議場及び委員会室に傍聴席を設けています。

傍聴はどなたでもでき、事前の申込みは不要です。車いすのまま傍聴できるスペースもあり、また、手話通訳も事前予約によりご利用いただけます（詳しくは府議会ホームページを参照）。また、本会議場にはヒアリングループ補聴システムを設置しています。



## 請願・陳情

大阪府の仕事などについて、意見や要望があれば、文書にして議会に提出できます。これを「請願」・「陳情」といい、提出する文書を「請願書」・「陳情書」といいます。「請願」は議員の紹介が必要ですが、「陳情」には議員の紹介は必要ありません。

「請願」は通常、委員会で審査し、本会議で採択又は不採択を決めます。採択された請願は知事等に送付し、請願の内容を尊重して、仕事が進められます。「陳情」は、所管の常任委員会の委員などに直接送付されますが、採択・不採択等本会議の決定は行われません。

なお、請願書に記載された内容（要旨、項目、請願者（代表者）の住所・氏名など）は、会議録や府議会ホームページに掲載されます。

### 【書式例】

### 請願書

	提出年月日
大阪府議会議長 様	
・・・に関する請願書	
趣旨（要旨）	
請願事項（項目）	
紹介議員	署名 または記名押印 <sup>㊟</sup>
請願者	住所 氏名 署名 または記名押印 <sup>㊟</sup>

※請願事項（項目）は、箇条書き等で簡潔に記載。  
※紹介議員の署名等は別紙でも可。

### 陳情書

	提出年月日
大阪府議会議長 様	
・・・に関する陳情書	
趣旨（要旨）	
陳情事項（項目）	
陳情者	住所 氏名 署名 または記名押印 <sup>㊟</sup>

※陳情書には、紹介議員は不要。

# 府議会の広報

## ホームページ

議会日程をはじめ、質問項目や議案の議決状況、会派及び議員の情報など、府議会に関する様々な情報を掲載しています。

議会インターネット中継や会議録、政務活動費の収支報告書などもこちらからご覧いただけます。



## 議会インターネット中継

本会議をはじめ、常任委員会や特別委員会、議会運営委員会の模様をインターネットで生中継しています。また、これらの録画配信も行っています。



## SNS

府議会の取組みや活動内容など最新情報を配信しています。

- ・府議会 Facebook (H26.2 ~)
- ・府議会 X (R1.12 ~)



## メールマガジン

議会日程や質問予定概要など、最新の情報をメールで配信しています。府議会ホームページから登録できます。

## テレビ広報

幅広い視聴者層を期待できるテレビ媒体の特性を活かし、インパクトが強く事業効果が見込まれる番組の制作・放映を実施しています。

## 府議会だより

定例会の概要などをお知らせする広報紙です。大阪府発行の「府政だより」と合同発行し、新聞折り込みで府内各戸に配布しています。また、題字は高校生の書作品としています。



## ポスター

定例会の会期等をお知らせしています。府関係機関・府内市町村に配布しています。



## 大阪府議会出前授業

「府民に開かれた議会」をより一層進める取組みとして、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、未来の大阪を担う若者が府議会活動について理解を深め、政治への関心や参加意識の高揚につなげていただけるよう、高校生等を対象に「大阪府議会出前授業」を実施しています。



## キッズ大阪府議会

模擬議会などを通して議会の役割や仕組みを学習できる、市内の小学校高学年向けのプログラムを実施しています。



## 府議会のあゆみ

- |          |   |
|----------|---|
| 明治11年 7月 | 府県会規則に基づいて「大阪府会」が組織された。   |
| 明治12年 3月 | 第1期大阪府会議員選挙が行われた。このときの議員定数は34人であった。                                 |
| 明治12年 4月 | 大阪三津寺本堂で第1回大阪府会の開会式が行われ、本願寺津村別院を仮議場として審議を開始した。                      |
| 明治15年 3月 | 大阪市西区西道頓堀に府会議事堂を築造した。   |
| 明治26年10月 | 大阪市西区江之子島に府会議事堂を新設し、移転した。   |
| 大正15年10月 | 大阪府中央区大手前に現在の大阪府庁舎が完成し、府会議事堂も同庁舎内に移転した。                             |
| 昭和22年 4月 | 新憲法施行に伴い、地方自治法による最初の選挙が行われ、74人の議員が選出された。また、「大阪府会」の名称が「大阪府議会」に改められた。 |

以後、人口の増加や市町村の合併などにより、議員定数及び選挙区の見直しが行われ、現在53選挙区から79人の議員が選ばれています。



三津寺本堂



本願寺津村別院



江之子島旧議事堂



現大阪府庁舎（大正15年竣工時）

## 府議会議員き章



このき章は、昭和6年9月から使用されています。

き章の中央部分は大阪府の「大」の字を図案化したもので、梅の花をかたどっています。  
また、周囲は歯車を図案化したもので、大阪府の工業を象徴しています。

### 由来について

き章の梅の花は、古今和歌集の序文に詠まれている、

「なにはづに 咲くやこの花 冬ごもり 今は春べと 咲くやこの花」

という和歌※の「この花」に由来しています。「この花」は、梅の花を意味すると同集の序文の注釈に記されており、梅の花は「なには」を象徴する花として、今日まで語り伝えられています。

※百済より渡来した学者王仁わにが詠んだ和歌。

発行 大阪府議会事務局

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06(6941)0351 (代表) FAX 06(6946)6247

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



ホームページ



Facebook



X